

国家戦略特区の今後の運営について

平成 30 年 12 月 17 日

秋 池 玲 子

坂 根 正 弘

坂 村 健

竹 中 平 蔵

八 田 達 夫

1 国家戦略特区の運営のリセット

- ◇国家戦略特区の事実上の機能停止をこれまで繰り返し指摘し、前回会議においても、基本的な事務処理、事務局の改革姿勢、関係首長や事業者からの信頼回復などを含め、国家戦略特区のリセット（再起動）を求めた。残念ながら、いまだに、基本的な事務処理などでの改善がみられない。改めて、早急なりセットが必要である。

2 追加の岩盤規制改革について

- ◇長く議論の続いている懸案課題のうち、「遠隔教育」の中学での弾力的実施、「保安林解除」など、一部項目で一定の前進があった。
- ◇他方、懸案課題の多くで、まだ結論が得られず、引き続き検討中の状態にとどまっている（当会議において、今年3月に大阪府知事、6月に千葉市長、ドレミングホールディングがそれぞれ、早急な解決を求めた事項など）。これらは早急に解決し、そのうえで、さらに残された岩盤規制改革に取り組む必要がある。
- ◇「遠隔教育」は、国家戦略特区の枠組みで提案されてきた義務教育の遠隔教育が来年4月から実現できるよう、迅速な制度整備を進めるべきである。
- ◇「都市部での遠隔服薬指導」と「スマホなどへの給与払い」は、まだ検討中の状態である。可及的速やかに（遅くとも年度内に）結論を出すべきである。

3 「スーパーシティ」構想

- ◇第四次産業革命を体現する最先端都市の先行実現＝「スーパーシティ」構想については、「スーパーシティ懇談会」の中間とりまとめ（11月26日）に基づき、迅速に制度設計を進めるべきである。
- ◇法整備： 構想の早急な実現に向け、次期通常国会で法整備を進めるべきである。
スーパーシティにおいては、域内の住民の参画・合意を前提に、未来社会を加速実現を目指す。これを可能にするため、国家戦略特区の制度を基礎としつつ、住民合意の枠組み、それを前提とした域内独自の規制設定の許容（規制設定を包括的に域内のミニ独立政府に委ねるなど）など、これまでの法制度の前例を乗り越えた革新的な法整備が必要である。
- ◇インフラ整備の枠組み： 法整備とともに、統合イノベーション戦略推進会議とも連携し、第四次産業革命仕様のインフラ整備のため、予算措置などの枠組みを早急に検討すべきである。